

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年1月10日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

山下公園ほか2公園緊急対応工事

台風15号による折れ枝、落ち枝の処理、倒木等の伐採抜根、発生材の処分等

2 履行(納品)場所

山下公園(中区山下町279)

港の見える丘公園(中区山手町114)

山手公園(中区山手町230)

3 契約日

令和元年9月13日

4 履行日又は履行期間

令和元年12月18日

5 契約金額

¥17,556,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 植勘

横浜市西区霞ヶ丘59番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和元年9月9日に上陸した台風15号により、上記3公園において、折れ枝や倒木等が多数発生し、緊急に安全を確保する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市と「横浜市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協力に関する協定」を締結している一般社団法人横浜市造園協会の西区班班長であり、過去に市内の公園工事を行った実績があるため。また、緊急工事可能な人員及び資機材を有しているため。

9 所管課

環境創造局南部公園緑地事務所（都心部公園担当）